

豊丘村リニア対策委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊丘村執行機関の附属機関の設置等に関する条例(令和2年豊丘村条例第27号)第9条の規定に基づき、豊丘村リニア対策委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる課題について検討する。

- (1) リニア中央新幹線に係る情報の共有化
- (2) リニア中央新幹線に係る問題及び課題の検討及び協議
- (3) リニア中央新幹線に係る対策等についての連絡調整
- (4) その他リニア中央新幹線に係る必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる機関及び団体から選出した者をもって構成し、その人数は、それぞれ当該各号に定める人数以内とする。

- (1) 河野・堀越・田村・林・伴野・福島・壬生沢区 各3人
- (2) 豊丘村議会 2人
- (3) 豊丘村農業委員会 2人
- (4) 豊丘村商工会 2人
- (5) 豊丘北小学校PTA 1人
- (6) 豊丘南小学校PTA 1人
- (7) 豊丘中学校PTA 1人
- (8) 豊丘北保育所保護者会 1人
- (9) 豊丘中央保育所保護者会 1人
- (10) 豊丘南保育所保護者会 1人
- (11) その他村長が必要と認める者 5人

(副会長)

第4条 委員会に副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副会長は、委員会の会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、総務課リニア対策室内に置く。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月28日規則第14号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。